

令和元年 6 月 2 5 日

第 12 回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 12 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和元年 6 月 25 日(火) 午後 2 時 00 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地利用変更届の取下げについて
- 報告第 3 号 農用地あっせん申出の取下げについて
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・~~除外~~・~~編入~~）申出の意見決定について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更について
- 議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第 6 号 農地利用変更届について
- 議案第 7 号 農用地あっせん申出について
- 議案第 8 号 荒廃農地に係る非農地判断について
- 議案第 9 号 平成 30 年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認について
- その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八郎	
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 耕 太郎
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 蘭 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太		25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 蘭 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

5 番 田 中 健 一

1 欠席委員

3 番 今 村 秀 一, 9 番 菱 田 康 彦, 24 番 吉 永 鶴 男

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

農地係主査

主幹兼担い手振興係長

担い手振興係主査

担い手振興係技師

臨時的任用職員

富 永 敏 尚

堀之内 秀一郎

野 元 暢 治

山 中 修

前 田 昭 市

下温湯 美 里

下吹越 俊 幸

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

堀之内 秀一郎

1 開会 午後2時00分

事務局	ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第12回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「10番委員」と「11番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。以上で説明を終わります。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農地利用変更届の取下げについてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第2号農地利用変更届の取下げについて説明をいたします。 議案書の3ページをお開きください。 申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 本案件は、平成30年6月25日開催の第36回農業委員会議案第6号1番で申請があり、農地利用変更の承認を受けていた案件でございますが、その後削土不要と計画変更になったことから、今回取下げの申請があったものです。 以上で報告を終わります。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第3号農用地あっせん申出の取下げについてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第3号農用地あっせん申出の取下げについて説明いたします。 議案書の4ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 取下げ理由につきましては、平成30年3月23日第33回委員会議

	案第4号1番売渡希望で承認された農地でございますが、関連議案第2号1番に記載のとおり、農地法第3条の許可申請による審議を行うこととなったためです。 以上で説明を終わります。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち所有権移転分を議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち所有権移転分を説明いたします。 議案書の5ページをお開きください。 今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は6件になります。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の所有権移転分につきましては、経営面積など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われま
議長	皆様のご審議をよろしくお願ひします。 ただいま事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、所有権移転分について、ご審議願ひま
8番委員	す。 ご質疑、ご意見はございませんか。 6番について、申請理由の欄に親から子への贈与と記載していただけないでしょうか。
事務局	次回から記載するようにしたいと思います。
8番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。

事務局	議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての説明をいたします。 議案書の7ページから17ページになります。 今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案38件です。 内訳は、新規の利用権設定が28件、再設定が10件、合計面積は、82筆85,078㎡となっています。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下につきましては、お目通しください。皆様のご審議をよろしくお願ひします。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番について、ご審議願ひます。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第1号のうち利用権設定分の3番について、ご審議願ひます。 これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、28番委員の退席を求めます。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 (28番委員の復席確認) 次に、議案第1号のうち利用権設定分の4番から6番について、ご審議願ひます。 これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、31番委員

委員
議長

の退席を求めます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の4番から6番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番から6番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(31番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の7番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、33番委員の退席を求めます。

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の7番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(33番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の8番から10番につきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので担当委員の報告を求めます。

6番委員

番号8番から番号10番につきまして、6月3日に、私と25番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回利用権設定をし、30aを超えることから新規就農者となりました。

申請人は、会社員として勤めておりましたが、複数の会社経験を活かして、自分の意志を反映できる農業を始めました。

オクラ16a、春カボチャ5a、秋カボチャ15aを栽培し、就農時の目標年間販売高は約240万円を目指しております。

現在、妻が子育て中であるため、1人で農作業に従事しておりますが、農繁期には父に協力してもらうとのことでした。

議長

また、農機具等は、父や知人から借用し、父より農作業の指導を受けていることから、農機具等の操作の問題ありません。

今後は、認定新規就農者となり、農業次世代人材投資事業に申請をし、ソラマメの栽培も始めたいと言われていました。

なお、営農計画書を資料の１ページに添付していますので、ご参照ください。

ただいま担当委員の報告のとおりでございます。

それでは、議案第１号のうち、利用権設定分の８番から１０番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第１号のうち、利用権設定分の８番から１０番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号のうち、利用権設定分の８番から１０番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第１号のうち利用権設定分の１１番から３８番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第１号のうち、利用権設定分の１１番から３８番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号のうち、利用権設定分の１１番から３８番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」に係る決定についてを議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

６月１０日の転用調査時に、私と、２５番、３０番委員と、事務局２名の計５名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。

申請に基づき、１番から７番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。

１番から６番は売買、７番は贈与による申請でございます。

７番は親子間での贈与です。申請地は、面的にまとまった農地を分断

	するようなこともなく、周辺への影響もないと思われます。 以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。 最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の2ページから22ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第2号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	7番は子から親への贈与となっておりますが、何か理由があったのでしょうか。
事務局	7番の子から親への贈与につきましては、本来親の名義にするところを何らかの理由で子の名義となっていたことから、今回、親へ名義変更をしておき、後々相続する場合には再度子へ名義変更したいとのことでした。相続の際は、今回の譲渡人に相続されるかは解らないとのことでした。また登記するにあたっては、真正な登記名義人の回復という理由になるとのことでした。
8番委員	分かりました。
23番委員	2番について[]の隣の土地ですが、譲受人が[]の方になっています。経営規模の拡大との理由ですが通作距離のことを考えると何か特別な理由があるのでしょうか。
事務局	申請地の隣には譲渡人が所有する宅地と住宅があり、そこを譲受人の息子さんが購入しています。 現在申請地には果樹等があり、そこを耕作したいとのことから今回購入したいとのことでした。
23番委員	将来的に別の目的に使用されることが懸念されますが。
小委員長	申請人からはそこで野菜を作りたいと聞いておりますので、心配ないと思います。
事務局	この申請は耕作目的で、今後転用などは考えていないということでしたので今回審議していただいております。 事務局でも譲受人が申請地をどのように使用するのか着目し、判断して議案としております。色々な考え方があるかとは思いますが、事務局では事前に照会し、このような回答をいただいておりますので、そのように使用されるものと考えております。
議長	よろしいでしょうか。

議長
委員
議長

委員
議長

事務局

議長

(23番委員了解あり)

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更用途区分変更申出の意見決定についてを議題といたします。

これにつきましては、本日農業委員と担当地区の農地利用最適化推進委員で調査にあたっておりますので、事務局の報告を求めます。

それでは、番号1について説明いたします。資料の23ページをお開きください。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

事業目的は、牛舎の建築です。現地調査の際にもご説明しましたとおり、申請地は、農用区域内農地であります。不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請地は、XXXXXXXXXXから南西へ550m行った農地で、東は農業用施設及び畑並びに市道、西は公衆用道路、南と北は農業用施設及び畑に接しています。

申請人は、市内で畜産業を行う法人ですが、事業の規模拡大を図るため、法人が所有する申請地に、牛舎2棟を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。

雨水排水については側溝放流で、污水处理については、おがくず吸着後堆肥舎搬入する予定であります。

申請地は、既存施設に隣接し、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特にないと思われま。

なお、今後農地法第4条の転用許可申請を行うこととなりますが、本日全員調査を行っていることから、再度全員調査を行うことなく、小委員会による調査及び報告にて審議できるよう、併せてご審議くださいますようお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま事務局の報告のとおりでございます。

それでは議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 議長	「なし」の声あり。 議案第3号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に議案第4号農地法第5条事業計画変更についてを議題といたします。 これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 資料の24ページをお開きください。 本案件は、平成19年12月25日第12回委員会議案第5号2番で申請があり、許可及び諮問決定を受けていた案件であります。 当初の目的であった一般住宅及び車庫の建築について、予期せぬ出費が重なり資金繰りが厳しく目的の達成が困難な状況でしたが、今回娘が事業を継承し、一般住宅を建築したい旨の申請があったものです。 土地の形状や周辺農地への影響については、前回計画と変わらないことから問題ないものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 なお、転用事業者が父から娘へ変更となることから、今回新たに5条の申請がなされ、本日議案第5号にてご審議いただくこととなっております。 以上報告のとおり、小委員会では、事業計画変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。 それでは議案第4号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第4号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。

小委員長

よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料はそのまま24ページになります。

申請地は、[]から南へ230m行った農地で、東は宅地、西は雑種地、南は里道、北は水路に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。周囲に農地もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の25ページをお開きください。

申請地は、[]から北西へ260m行った農地で、東と南は市道、西と北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については0.4mほど削土の予定で、境界ブロックは設置済です。周囲に農地もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料はそのまま25ページになります。

申請地は、[]から北西へ185m行った農地で、東は畑及び雑種地、西は市道、南は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、農作業用通路です。

資料の9ページをお開きください。

申請地は、[]から南東へ540m行った農地で、東は市道、西と北は畑、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、経営農地に隣接する申請地を取得し、農作業用通路を整備する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。建造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、太陽光発電施設です。

資料の26ページをお開きください。

申請地は、[]から北東へ170m行った農地で、東は畑、西は里道、南は市道、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、申請地を取得し、太陽光発電施設を整備する計画です。

土地の形状については現状で、周囲をフェンスで囲む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の27ページをお開きください。

申請地は、[]から南へ580m行った農地で、東と西は宅地、南は畑、北は畑及び宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、自宅建築予定地に隣接する申請地を取得し、駐車場を整備する計画です。

土地の形状については0.5mほど盛土をし、境界にブロックを積む予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の28ページをお開きください。

申請地は、[]から南へ140m行った農地で、東と北は公衆用道路、西は水路、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、父が所有する申請地を使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については削土と盛土を行い、段差をなくして整地をし、境界にブロックを積む予定です。周囲に農地もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の29ページをお開きください。

申請地は、[]から北東へ275m行った農地で、東と西は畑、南は市道、北は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号9番ですが、転用目的は、農業用倉庫です。

資料の30ページをお開きください。

申請地は、[]から西へ610m行った農用地区域内農地

で、東は農業用施設、西と南は畑、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。なお、申請地は、農用地区域の用途区分変更の手続き中で、許可になる見込みです。

申請人は、主にキャベツ栽培を行っている農地所有適格法人で、今回会社の代表が所有する申請地を使用貸借し、農業用倉庫を建築する計画です。

なお、本案件の申請人につきましては、申請地に隣接する共有名義の相続未登記農地に、当時農振法及び農地法の許可申請が必要と知らず、平成17年7月頃、相続人の一人に土地代金の一部を支払い、既に農業用倉庫を建築している経緯があり、今回始末書が添付されております。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。

それでは議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

8番委員 4番ですが、■■■■さんは議案2号の3条で隣の畑を■■■■さんに売却しています。■■■■さんは通路としての転用ですが、■■■■さんは通路が必要な土地を所有しているという理解でよろしいでしょうか。

小委員長 8番委員のおっしゃるとおりです。

8番委員 分かりました。

議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第5号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号農地利用変更届についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

	番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 資料の27ページをお開きください。 申請地は、[REDACTED]から南へ580m行った農地で、東は宅地、西は雑種地、南は畑及び宅地、北は里道に接しています。 申請地は、西側に整備する道路より低くなることから、今回0.5mほど盛土を行い、道路との高低差を解消しようとするものです。 なお、周囲の雨水等の流れを遮断することも無く、周辺農地への影響は軽微なものと判断いたします。 以上報告のとおりですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。 それでは議案第6号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第6号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第6号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
事務局	次に、議案第7号農用地あっせん申出についてを議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。 議案第7号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。議案書の25ページをお開きください。 今月は、売渡申出9件、貸付申出2件、合計11件でございます。 （番号1を議案書どおり読み上げ説明） 番号2から番号11につきましては、お目通しください。 また、地籍図等につきましては、資料の33ページから52ページまでをご参照ください。 次に、議案第7号農用地あっせん申出の買受・借受希望をご説明いたします。議案書の30ページをお開きください。今月は、借受申出のみ3件でございます。 （番号1を議案書どおり読み上げ説明） 番号2及び3につきましては、お目通しください。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま事務局の説明のとおりであります。
議長	

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。
「なし」の声あり。

このあっせん申出につきましては、事務局として、あっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。議案書の25ページをお開きください。

番号1は13番委員と33番委員。

番号2は4番委員と23番委員。

番号3は18番委員と8番委員と27番委員。

番号4は番号3と同じ委員。

番号5は14番委員と34番委員。

番号6は番号5と同じ委員。

番号7は7番委員と26番委員。

番号8は番号7と同じ委員。

番号9は19番委員と38番委員。

番号10は20番委員と1番委員。

番号11は番号10と同じ委員。

30ページをご覧ください。

番号1は13番委員と33番委員と17番委員と37番委員。

番号2は4番委員と23番委員。

番号3は開聞地区の全委員。

以上、事務局案として提案いたします。皆様のご審議をお願いいたします。

議長

ただいま事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

委員
議長

(各委員了解あり)

それでは、議案第7号は、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議案第8号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。

事務局

事務局に議案の説明を求めます。

議案第8号荒廃農地に係る非農地判断についてご説明いたします。

それでは、31ページから32ページをご覧ください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下につきましては、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査によりまし

て、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現況確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、36筆、26、361㎡につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することになります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第8号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はありませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第8号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に議案第9号平成30年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案書の33ページから42ページになります。

本案件は、国土調査法に基づく地籍調査の平成30年度分が完成したことに伴い、建設監理課地籍調査係から農業委員会へ確認依頼があったものです。

地籍調査の地目について、原則的に土地の現況及び主たる目的により、地目を設定することとなっており、地籍調査を行う機関にその権限が与えられております。

しかし、登記簿上の地目を、農地から農地以外へ、農地以外から農地へ設定するなど、農地に係る地目変更は、農業委員会の確認を経てから、調査の成果を国へ提出することとなっております。

	今回の主な調査区域については、弥次ヶ湯から指宿郵便局までの周辺区域と指宿火葬場周辺の区域になります。 調査結果の内訳は、437筆で登記面積が約13haであります。 そのうち、田、畑から宅地へ変わるものが25筆、それ以外に変わるものが412筆となっております。 詳細については、議案書の35ページから42ページの一覧をご参照ください。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第9号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はありませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第9号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第9号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 本日の議題はこれで終了いたしました。 他にございませんか。
8番委員	先ほどの農地利用変更届の取下げについてですが、7反ほどの畑を5m削土するとなると大規模な工事ですので、綿密な計画があったと思われませんが、届出から1年以上放置され今回取下げになったとのことですが、事務局の指導や追跡調査等はどのようになっていますか。
5番委員	併せて、使用目的が耕作放棄地の解消となっていますが利用変更をしないのであればこれはどうなりますか。
事務局	これにつきましては、転用の申請の場合は工事の進捗状況報告や工事完了の報告をするようになっておりますが、農地利用変更届については、現在そのような報告は特に求めておりません。 今回の場所については、それまで通路にあった雑木等が届出後処理され、一時期通行できるような状況になったことは把握しておりました。 今回削土の必要がなくなったため取下げとのことでしたが、耕作放棄地の解消については、今回の計画が不要となっても解消するようお願いしております。
議長	よろしいでしょうか。
5番委員	(了解あり)

8 番委員	(了解あり)
議長	他にございませんか。
1 4 番委員	所有権移転の書類について実印を押すようになっていますが、今までは認印でよかったと思うのですが、取り扱いが変わったのでしょうか。
事務局	もともとから実印を押すようお願いしておりました。 契約書の代わりになる書類ですので実印の押印をお願いしておりました。
6 番委員	買主は認印で良いのではなかったですか。実印は売主だけ必要だったと思うのですが。
事務局	登記申請に必要な書類の承諾書と農地利用集積計画の証明には売主は実印が必要になります。買主は実印が必要な根拠はありませんが、契約書の代わりになる書類ですので両方とも実印を押印するようにお願いをしておりました。
2 3 番委員	買主の実印である確認はどのようにするのですか。印鑑証明をつけるのですか。
事務局	そこまでは求めません。
2 番委員	私は、大事な書類なので両方とも実印を押すようにお願いしていました。
6 番委員	法務局の手続きには買主の実印は必要ないと思いますが。
1 6 番委員	両方とも実印を押せば間違いもなくて良いのではないのでしょうか。
1 2 番委員	間違いがなくなるのはいいことですが、印鑑証明の料金も必要になりますので、はっきり決めていただきたいと思います。
1 3 番委員	認印でも良いが、実印を押したほうが良いということですよ。そして買主の印鑑証明は必要ないということですよ。
事務局	承諾書と法務局に提出する農地利用集積計画の証明の売主分は実印でお願いします。買主の印鑑は認印でも可とします。
議長	ただいまの事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。
委員	(各委員了解あり)
議長	他にございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	他になければ、その他に入ります。 その他について、事務局に説明を求めます。
事務局	それでは、その他についてご説明いたします。4 3 ページをお開きください。 その他（議案書 4 3 ページを参照して説明） 1. 6 月の行事報告 2. 7 月の行事予定等

議長
委員
議長

事務局

3. その他

(1) 全国農業委員会会長大会の報告

(2) 農地法第4条の規定による届出について

ほかにございせんか。

「なし」の声あり。

ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これをもちまして、第12回指宿市農業委員会を閉会いたします。

ご起立ください。

一同礼。

(閉会 午後3時40分)

指宿市農業委員会会長

蓑田 六雄

議事録署名委員10番委員

議事録署名委員11番委員